



第3期教育振興基本計画期間中の 教育改革の動向について

中央教育審議会

教育振興基本計画部会

第1回資料

第3期計画中の中央教育審議会における審議状況



文部科学省

第3期計画期間中においては、これまで主に以下の5つの答申が行われている。
概要は以下のとおり。

中央教育審議会における答申

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月26日）

- 学修者本位の教育への転換といった、これからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきものとして、今後実現すべき方向性として、「学び」の質保証の再構築のための教育の質の保証と情報公表、あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」として18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置、多様な機関による多様な教育の提供といった各高等教育機関の役割等、の3つを提示。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月21日）

- 社会教育の意義・果たすべき役割について明確にした上で、新たな社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活用等テーマ別に整理。さらに、今後の社会教育施設に求められる役割を施設種別ごとに整理し、公立社会教育施設の所管に関する考え方を取りまとめた。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）

- 学校における働き方改革の目的や、その実現に向けた方向性を示した上で、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方、教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等について具体的な方策を盛り込んだ。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日）

- 2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と定義。これを踏まえ、各学校段階における子供の学びの姿や教職員の姿、それを支える環境について、「こうあってほしい」という願いを含め、新学習指導要領に基づいて、一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描いている。各論においては、総論で描いた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な方策等を盛り込んだ。

第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日）

- 各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、今後5年間（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る施策の基本的方向性と、学校における安全教育や安全管理の取組の充実、学校内外における組織的な取組の推進など学校安全に関する推進方策を示した。

第3期計画中の文部科学省以外での審議状況



教育政策に関する議論は、文部科学省のみならず、他府省庁等でも行われている。
第3期計画中において、これまでに出了された主なまとめとその概要は以下のとおり。

教育再生実行会議

技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第十一次提言）（令和元年5月17日）

- 「技術の進展に応じた教育の革新について」、「新しい時代に対応した高等学校改革について」という2つのテーマが設定され、その検討結果を取りまとめたもの。例えば、「技術の進展に応じた教育の革新」については、社会の変化や技術の急速な進展を踏まえた養成・採用・研修の全体を通じた教師の資質・能力の向上、外部人材の積極的な活用など、「新時代に対応した高等学校改革」については文系と理系科目の両方をバランスよく学ぶ仕組みの構築などが盛り込まれている。

ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）（令和3年6月3日）

- 「初等中等教育ワーキング・グループ」と「高等教育ワーキング・グループ」を設置して議論を進めるとともに、教育のデジタル化に関してもタスクフォースで重点的に議論がされた。一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ「ウェルビーイング」の実現を目指した学習者主体の教育への転換を軸としており、その実現の方策として、初等中等教育に関しては、データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進や、少人数によるきめ細かな指導体制と教師の質の向上等、高等教育に関しては、遠隔・オンライン教育の推進、グローバルな視点での新たな国際戦略等について提言がなされた。

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

教育・人材育成ワーキンググループ

Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ〈中間まとめ〉（令和3年12月24日）

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえ、中央教育審議会委員の参画を得つつ、総合科学技術・イノベーション会議の下に設置されたワーキンググループ。「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）」を実現するという共通項を土台に、今後の動きも見据え、今後5年程度という時間軸のなかで子供たちの学習環境をどのように整えていくのか、各府省を超えて政府全体としてどのように政策を展開していくのか、そのロードマップの作成をして議論。
- 中間まとめでは、子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化、探究・STEAM教育を社会全体で支えるエコシステムの確立、文理分断からの脱却・理数系の学びに関するジェンダーギャップの解消、の3つの政策について、目指すイメージを提示。
- 2021年度内に最終とりまとめを公表予定。最終とりまとめでは、上記の政策の実現に向けたロードマップを示す。

デジタル庁 他

教育データ利活用ロードマップ（令和4年1月7日）

- デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省でとりまとめたもの。
- 教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げ、そのためのデータの①スコープ（範囲）、②品質、③組み合わせの充実・拡大という「3つの軸」を設定し、これらを実現するために、教育データの流通・蓄積の全体設計イメージを提示するとともに、「ルール」「利活用環境」「連携基盤（ツール）」「データ標準」「インフラ」といったそれぞれの構造に関連する今後の論点や、方向性について整理した。

第3期計画中の主な法制度改正など

1. 教育段階横断的取組

●教育の無償化・負担軽減の推進

- ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）
▷幼児教育・保育の無償化、高等教育の修学支援新制度の創設

2. 初等中等教育段階

○新しい学習指導要領の実施

- ・幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第62～64号）
▷幼稚園は平成30年度～、小学校は令和2年度～、中学校は令和3年度～全面实施。
- ・高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）
▷令和4年度～年次進行で実施。
- ・特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第72、73号）、高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）
▷各学校段階の学習指導要領に合わせて実施。

●学校の働き方改革

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）
▷公立学校の教育職員について、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする など。

●教職員定数の改善

- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）
▷公立小学校の学級編制の標準を40人から35人に段階的に引き下げ。

○GIGAスクール構想の実現

- 1人1台端末と通信ネットワーク等のICT環境を整備・活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上する。

3. 高等教育段階

●専門職大学及び専門職短期大学制度の創設

- ・学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）
▷大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が平成31年4月より制度開始。

●大学等の管理運営の改善等

- ・学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）
▷大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととすると

もに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設（一法人複数大学制の導入）、学校法人の責務や役員の職務・責任の明確化等に関する規定の整備等の措置を講ずる。

●国立大学法人等の管理運営の改善、教育研究体制の整備・充実等

- ・国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）
▷学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

教育政策に関する、現在進行している会議体

これからの教育政策に関する議論を行う場として、現在開かれている主な会議体は以下のとおり。

中央教育審議会

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会

- 令和3年3月に諮問した、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について、御議論をいただいている。
- 諮問内容は主に、①教師に求められる資質能力の再定義、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方、③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し、④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化、⑤教師を支える環境整備、について。

初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会

- 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要から、一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方について、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方について、学校内外の環境整備の在り方について等を御議論いただいているところ。

新規

教育振興基本計画部会

- 次期(令和5年度から令和9年度)の教育振興基本計画の策定及び円滑な実施について御議論いただく。
- 今後の教育政策に関する基本的な方針や、今後5年間の具体的な教育政策の目指すべき方向性と主な施策について、御議論いただく予定。
- 具体的には、「リアル」と「デジタル」の最適な組合せや、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくり、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について、など。

教育未来創造会議

- 高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要から、令和3年12月に設置された。
- 現在は、ワーキンググループにおいて、我が国の未来を担う人材の育成に向けて、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくため御議論をいただいているところ。

総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)

教育・人材育成ワーキンググループ

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画において、新たな柱として、教育・人材育成に関する事項が盛り込まれたことを踏まえ、中央教育審議会委員の参画を得つつ、着実な本計画の実現に向けた具体策等について検討を進めるために令和3年9月に設置された。
- 科学技術・イノベーション政策と教育・人材育成政策の連携を戦略的に図りながら、初等中等教育段階からSociety 5.0時代の学びを実現し、好奇心に基づいた探究力の強化に向け、STEAM教育など問題発見・課題解決的な学びの充実を図るための具体策について、検討している。

